

津幡町訓令第 6 号

庁 中 一 般
出 先 機 関

津幡町モニタリングカメラ等の管理及び運用に関する要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 8 月 2 4 日

石川県津幡町長 吉 田 克 也

津幡町モニタリングカメラ等の管理及び運用に関する要綱の一部を改正する訓令

津幡町モニタリングカメラ等の管理及び運用に関する要綱（平成 2 9 年津幡町訓令第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表津幡町立津幡小学校の項の次に次のように加える。

津幡町立太白台小学校	津幡町字津幡ワ 2 番地
津幡町立中条小学校	津幡町字南中条へ 8 1 番地
津幡町立条南小学校	津幡町字太田ろ 3 番地
津幡町立笠野小学校	津幡町字山北ワ 1 1 6 番地
津幡町立井上小学校	津幡町井上の荘 1 丁目 1 番地
津幡町立英田小学校	津幡町字能瀬井 3 6 番地
津幡町立刈安小学校	津幡町字刈安イ 1 番地
津幡町立萩野台小学校	津幡町字七野イ 7 5 番地

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。